大臣認定　手続きの流れ

※：必要により事前相談
（①及び③の事前相談等）
①：評価申請
②：評価結果の通知
③：大臣認定申請
④：認定前の確認通知
⑤：認定に関する意見申し出
⑥：認定

申請者
（防火対象物の関係者）

〔評価申請に必要な書類等〕

1.申請書
2.設備設置維持計画
・防火対象物の概要
・消防用設備等の概要
・特殊消防用設備等の性能、設置方法、試験の実施、点検基準、維持管理、工事・整備点検従事者、その他の必要事項
3.特殊消防用設備等
・設計図
・明細書（性能及び構造）
・防火安全性能検証（計算書）
・試験成績表

〔大臣認定に必要な書類等〕

1.申請書
2.設備設置維持計画
3.評価結果

①

②

③

⑥

※

※

総務大臣

④

⑤

所轄消防機関

評価機関

日本消防検定協会
または
登録検定機関
（日本消防設備安全センター等）

株式会社 防災コンサルタンツ
〒102-0074
東京都千代田区九段南4-7-5
ﾊﾟｰｸﾉｳﾞｧ九段404
TEL 03-3221-5931
FAX 03-3221-5932
bc@nifty.com